

建設工事・業務書類の押印省略等について

飯田市財政課

市では、デジタル時代を見据え、提出される事業者の皆様の手続の簡素化、迅速化を目指して、入札・契約手続関係書類及び工事・業務関係書類について押印が省略できるようにするとともに、着手届は廃止します。

1 廃止する書類

着手届

2 押印を省略できる書類

書類の名称
<ul style="list-style-type: none">・飯田事後審査型一般競争入札参加申請書・飯田事後審査型一般競争入札参加申請書兼総合評価方式による価格以外の評価点申請書・配置技術者決定届・配置技術者に係る実務経験証明書・入札辞退届 (※)・工事費内訳書・工程表 (業務工程表) (※)・技術者等の通知書 (※)・現場代理人・監理技術者・主任技術者経歴書 (※)・現場代理人兼任届 (※)・連絡員配置届 (※)・主任技術者兼務届 (※)・施工実績調書・障がい者雇用状況の申出書 <p>○※の書類についてはメールでの提出が可能です。落札決定後の書類は電子契約の場合、契約書データと一緒にお願いします。(送付先 kei-den@city.iida.nagano.jp)</p>
<ul style="list-style-type: none">・実工事期間設定通知書 (フレックス工期契約制度)・出来形確認申請書・しゅん工届・業務完了届・請求書・工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (通知) (別紙様式 1-1)・承諾書 (別添) (工事請負契約書第 26 条第 7 項)・請負代金 (変更) 内訳書・休日・夜間作業届 (参考様式)・工期延長請求書・履行期間延長請求書・建設業退職金共済制度の掛金収納書・休業届

3 注意事項

(1) 請求書は、請求に係る本人性及び真正性担保のため、代表者及び代表者印の省略ができるものは、次の条件を満たすものとします。

① 記載が必要となる事項は次のとおりです。

- ・請求日
- ・請求先宛名（飯田市長、飯田市役所、飯田市役所××課等）
- ・請求者（法人名）
- ・請求者住所
- ・請求内容
- ・請求金額
- ・振込先口座

② 請求書の取引に係る担当者の氏名及び連絡先を請求書の余白に明記してください。

③ 代表者名または代表者印が省略された請求書への加筆や訂正を行う場合は、見え消しにより訂正の上訂正箇所へ代表者印を押印していただくか、訂正後の請求内容にて再発行をお願いします。請求日等の空欄は認められません。

(2) 入札辞退届は、押印を省略する場合、責任者・担当者の氏名、連絡先を明記してください。様式は飯田市のホームページに掲載します。

(3) 書式は一部長野県に準じています。

(4) 見積書及び電子契約を除く契約書(請書)など一覧に記載がないものについては、原則として従来どおり押印が必要になります。

4 適用日 令和6年6月1日以降市に提出する書類から対象とします。